

# 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例

平成19年3月27日

条例第18号

## (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の派遣職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定による求めに応じて派遣される職員をいう。以下同じ。)に支給する手当に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (手当の種類)

第2条 派遣職員に支給する手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする。

## (通勤手当)

第3条 通勤手当は、次に掲げる派遣職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする派遣職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である派遣職員以外の派遣職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるものを除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする派遣職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である派遣職員以外の派遣職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるものを除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする派遣職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である派遣職員以外の派遣職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる派遣職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる派遣職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる派遣職員 支給単位期間につき、38,100円を超えない範

圏内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる派遣職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった派遣職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる派遣職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）から通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度に資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特別急行列車等を行うものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される派遣職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該派遣職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

7 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当）

第4条 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19

年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「勤務時間等条例」という。)第7条第2項の規定により正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた派遣職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した派遣職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等条例第4条の規定により割振り変更前の勤務時間(勤務時間条例第3条第2項の規定により割り振られた勤務時間という。以下この項において同じ。)外に勤務することを命ぜられた派遣職員には、割振り変更前の勤務時間外に勤務した全時間(前項の規定により時間外勤務手当が支給される時間及び規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前2項の勤務1時間当たりの給与額は、その者の給料の月額及び地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

4 前項において、「給料の月額」とはその者が当該派遣元において職員として在籍した場合に受けるべき給料の月額とし、「地域手当の月額」とはその者が当該派遣元において職員として在籍した場合に受けるべき地域手当(地域手当に相当するものとして広域連合長が認める手当を含む。)とする。

5 勤務時間等条例第7条第2項の規定により正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第5条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた派遣職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した派遣職員についても、同様とする。

2 前項において、「休日等」とは、勤務時間等条例第10条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(勤務時間等条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した派遣職員にあっては、当該休日に代わる代休日)、同条に規定する年末年始の休日(

勤務時間等条例第 11 条第 1 項により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した派遣職員にあっては、当該休日に代わる代休日) 及びこれらの日に準ずるものとして広域連合長が定める日をいう。

(特定の派遣職員についての適用除外)

第 6 条 第 4 条の規定は、規則で指定する職にある派遣職員には適用しない。

(委任)

第 7 条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 2 月 18 日条例第 2 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。